

令和6年度
防災計画及び災害時対応マニュアル

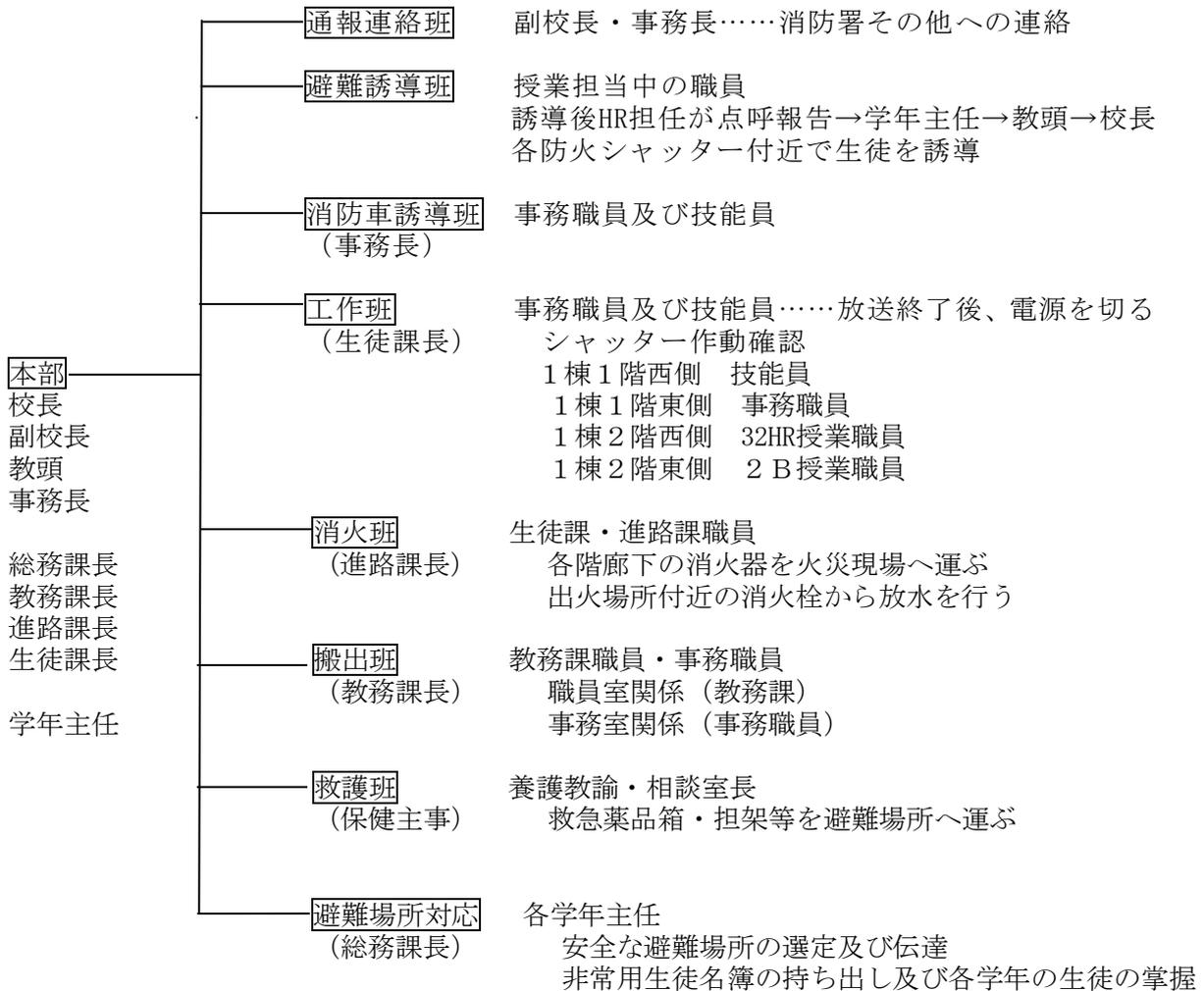
静岡県立御殿場南高等学校

目次

火災予防および火災発生時の対応	
自衛消防組織（火災発生時の対応）	…… 1
火災予防組織・火気管理責任者等（図）	…… 2
消防計画	…… 3
地震対応	
地震発生時等の対応	…… 8
南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合	…… 9
避難経路図	…… 11
避難所としての学校開放の手順	…… 12
学校防災用具一覧表	…… 14
マンホールトイレ設置手順について	…… 16
暴風警報・噴火等特別警報発令時の対応	…… 17
資料	
緊急連絡先一覧	…… 18
被害状況報告書式	…… 19
職員緊急連絡網	…… 20

静岡県立御殿場南高等学校 令和6年度自衛消防組織

静岡県立御殿場南高等学校消防計画第10条第2項の規定に基づき、令和6年度自衛消防組織を次のように定める。



※人命の尊重、危険の防止が最重要・最優先事である。したがって、消火活動は初期消火に限るものとし、搬出活動も危険のない場合に限るものとする。

静岡県立御殿場南高等学校火災予防組織

静岡県立御殿場南高等学校消防計画第5条第3項の規定に基づき、火災予防組織を次のように定める。

第1棟（管理教室棟）

- (図中の記号)
 △消火器
 ●非常ベル
 □消火栓
 ▼防火シャッター
 ○水道
 (注1)HR・特別教室
 の下の氏名は火元
責任者
 (注2)下線は階の
防火担当責任者

4 F	4 A 加藤綾	1 1 HR 加藤綾	WC 諏訪部	▼ ○ □	1 2 HR 中村	1 3 HR 山梨	1 4 HR 青野	4 B 細田	●	WC 細田	文化部 望月	生徒会 望月	4 C 青野			
3 F	3 A 池田	2 1 HR 稲	WC 稲	▼ ○ □	2 2 HR 小津	2 3 HR 河合	2 4 HR 菅原	3 B 池田	▼	WC 小泉	職員室 小泉					
2 F	2 A 海老原	3 1 HR 海老原	WC 長田	▼ ○ □	3 2 HR 大瀧	3 3 HR 長田	3 4 HR 望月	2 B 河畑	●	WC 西家	休養室 久野	休養室 小泉	数学研 山梨	放送室 山梨		
1 F	多目的室 ●星合	技能員室 星合	倉庫 星合	▼ ○ □	WC 高杉	会議室・印刷室 大谷	小会議室 大谷	進路室 大谷	▼	進路情報室 大谷	進路資料室 大谷	●	WC 岩瀬	事務室 加藤由	校長室 加藤由	応接室 高橋

別館 (2F)

図書館 ● ○ 金親

(1F)

保健室 久野	相談 久野	WC 久野	WC 久野
視聴覚教室 久野			

第2棟（特別教室棟）

音楽教室 茅野	音楽準備 茅野	PC準備 茅野	PC教室 茅野	書道教室 茅野	芸術研究 茅野	英語研究 長田	美術教室 茅野	
物理教室 奥山	物理準備室 奥山	社会準 芹澤	社会教室 芹澤	WC 芹澤	WC 芹澤	国語研究 望月	生物準備 金親	生物教室 金親
化学教室 北井	化学準備室 北井	1 D 教室 中村	被服室 加藤綾	和室 加藤綾	調理準備 加藤綾	調理室 加藤綾		

鍾 駿 会 館 加藤由

器具室 小津	○ □	好敷 長田
第1体育館 小津		
器具室 小津		好敷 長田

生徒ホール 望月		
女バス 青野	○ □	女バス 青野
女バレ 長田		女バレ 長田
卓球 河畑		卓球 河畑
男バス 今井		男バス 今井
男バレ 小津		男バレ 小津

器具室 小津	△	(第1体育館) 小津	卓球場 ○ □ 河畑
体育教室 小津			△

--	--	--	--	--

WC 今井	WC 今井	WC 今井
----------	----------	----------

(注3) 各教室の火元責任者は、当該教室の管理責任者を兼ねる。

器具室 △		
第2体育館 小津		

柔剣道場 大瀧	
柔道部室 大瀧	剣道部室 大瀧

(女)更衣室	WC	WC
(男)更衣室	諏訪部	
機械	物置	管理室

〔トレーニングルーム〕 筒井	
ハンド 筒井	女テニ 大谷
サッカー 池田	男テニ 菅原
野球 諏訪部	陸上 中村
シャワー 筒井	

静岡県立御殿場南高等学校消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、静岡県立御殿場南高等学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命安全対策並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、本校に勤務する職員及び本校生徒その他本校に出入する全ての者に適用するものとする。

第2章 防火管理委員会

(防火管理委員会の設置)

第3条 防火管理業務の適正な運営を図るため、校長を委員長とする防火管理委員会を置く。

2 委員は、防火管理者のほか、校長が別に定める。

3 委員会の会議は、定例委員会及び緊急委員会とし、定例委員会は年3回、緊急委員会は委員長が必要と認めたととき開催する。

(審議事項)

第4条 防火管理委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関すること。
- (2) 生徒の人命安全に関すること。
- (3) 校舎（鍾駿会館を含む。以下同じ。）及び消防用設備等の維持管理に関すること。
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関すること。
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関すること。
- (6) 震災対策に関すること。
- (7) 防災教育及びその実施に関すること。
- (8) その他防火管理に関すること。

第3章 予防管理対策

(火災予防組織)

第5条 平素の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、火災予防組織を編成する。

2 火災予防組織には、各階及び体育館等特別校舎ごとに防火担当責任者を、各普通教室及び特別教室ごとに火元責任者を置く。

3 火災予防組織の編成及び責任分担は、別に定める。

(自主点検及び自主検査)

第6条 消防用設備、建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正管理及び機能保持を図るため、自主点検・検査実施組織を編成する。

2 自主点検及び自主検査の実施担当者は、教頭及び事務長とする。ただし、平素における外観的な点検については、各火元責任者が随時行うものとする。

3 自主点検及び自主検査の点検対象、検査対象及び実施期日は、別に定める。

(臨時火器使用)

第7条 校内外において臨時に火器を使用するときは、火元責任者、防火担当責任者の承認を経て、防火管理者の許可を受けなければならない。

(建物及び施設の変更)

第8条 校内外において建築物を増改築しようとするとき、又は電気施設若しくは火器使用施設を新築し、移転し、若しくは改修しようとするときは、防火管理者に連絡しなければならない。

(警報伝達及び火気使用の制限)

第9条 職員は、火災警報その他により、火災発生の危険又は人命安全上の危険を知ったときは、その旨を校内に伝達し、防火管理者その他の責任者は、火気使用の中止、危険な場所への立入禁止等の措置を講じなければならない。

第4章 自衛消防活動

(自衛消防組織)

第10条 火災その他の事故発生時の被害を最小限に止めるため、校長を隊長とする自衛消防組織を編成する。

2 自衛消防組織の編成及び責任分担は、別に定める。

第5章 震災対策

(震災予防措置)

第11条 各火元責任者は、地震時の災害を予防するため、随時次の検査を行うものとする。

- (1) 校舎及び校内の施設物の倒壊又は落下の有無
- (2) 教室、事務室等における棚、ロッカー、ガラス窓等の転倒又は落下の有無
- (3) 火器使用設備器具等の転倒の有無及び自動消火装置の作動状況の適否
- (4) 教材等の転倒又は落下の有無
- (5) 危険物及び化学薬品等の転倒又は落下の有無

2 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応は、別に定める。

(地震後の安全措置)

第12条 防火管理者及び火元責任者は、校内の生徒の安全を確認するとともに、建物、火器使用設備器具及び消防用設備の点検を実施し、異常を認めたときは安全措置を講じるものとする。

2 二次災害を防止するため、ガス、電気設備器具及び危険物を使用する施設については、全設備及び器具の安全を確認した後使用を開始する。

3 震度5強以上の地震が発生した場合の対応は、別に定める。

(震災に備えての備蓄品)

第13条 震災に備え、次の品目を備蓄しておくものとする。

- (1) 非常食及び飲料水
- (2) 救急医薬品
- (3) 携帯用拡声器、メガホン
- (4) トランジスターラジオ
- (5) 携帯用照明器具
- (6) マンホールトイレ
- (7) その他必要と思われるもの

(避難場所の指定)

第14条 防火管理者は、生徒、職員を安全に避難させるため、本校グラウンドを避難場所として指定しておくものとする。

(地震時の活動)

第15条 授業中に地震が発生したときは、職員は生徒に、机の下などに身を寄せて落下物等から身を守るよう指示し、火器使用器具の始末を行い、出入口を確保する。

2 休憩中の場合は、職員は生徒に、その場所で身を伏せるよう指示し、校内放送等による指示を待つようにする。

3 校舎外への避難開始は、原則として自衛消防隊長からの指示により行い、勝手な行動は慎むようにする。

4 避難開始の指示があった場合は、職員は生徒の混乱を防止し、避難経路に従い避難場所へ誘導する。

5 避難行動は、流言等に惑わされることなく、ラジオ等による正確な情報に基づいて行うものとする。

6 避難は、全員で隊列を組み、徒歩で整然と行い、避難場所に到着した後点呼を行い、安全を確認する。

7 生徒を帰宅させる場合は、その地域の被害状況を確認し、安全を確認した上保護者に連絡し引き渡す。で帰宅させるものとする。

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第16条 職員は、火災予防、消防設備の確認・使用方法等防火に関する教育を行うものとする。

(防災訓練)

第17条 防火管理者は、火災その他の災害の被害を最小限に止めるため、毎年2回以上、連絡通報訓練、消火訓練、避難訓練、震災訓練等の防災訓練を計画し、実施しなければならない。

2 防災訓練の日時及び訓練内容は、別に定める。

第7章 消防機関との連携

(連携)

第18条 防火管理者は、消防機関との連携を密にして、防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

2 消防機関との連携は、次の各号によるものとする。

- (1) 消防計画書の届出
- (2) 消防訓練の際の指導の要請
- (3) 建物及び諸施設の使用変更の事前連絡
- (4) 法令に基づく諸手続の促進
- (5) その他必要な事項

附 則

1 この計画は、平成28年4月1日から施行する。

静岡県立御殿場南高等学校消防計画第6条第3項の規定に基づき、自主点検並びに自主検査の点検対象、検査対象及び点検・検査実施日を次のように定める。

令和6年4月1日

静岡県立御殿場南高等学校長 三枝 美保子

1 自主点検

点 検 対 象	外 観 点 検	機 能 点 検	総 合 点 検
自動火災報知器	8月23日	8月23日 12月2日	12月2日
避 難 器 具	8月23日	8月23日 12月2日	
屋 内 消 火 栓	8月23日	8月23日 12月2日	
防火シャッター	8月23日	8月23日 12月2日	
消 火 器	8月23日	8月23日 12月2日	

2 自主検査

点 検 対 象	検 査 月 日	
建 築 物	8月23日	12月2日
火気使用設備	8月23日	12月2日
危険物施設等	8月23日	12月2日
電 気 設 備	8月23日	12月2日

静岡県立御殿場南高等学校消防計画第3条第2項の規定に基づき、防火管理委員会の委員を次のように定める。

令和6年4月1日

静岡県立御殿場南高等学校長 三枝 美保子

防火管理委員会の委員は校務運営委員会の委員が兼ねるものとする。

静岡県立御殿場南高等学校消防計画第17条第2項の規定に基づき、防災訓練事項、実施期日及び訓練事項内容を次のように定める。

令和6年4月1日

静岡県立御殿場南高等学校長 三枝 美保子

訓練事項	実施期日	訓練内容
避難誘導訓練	令和6年4月11日(木) 令和6年11月中旬	・「南海トラフ地震に関連する情報」臨時発表時の対応行動に係る周知、避難経路の確認 ・抜き打ちによる火災を想定した避難訓練
防災教育	令和6年9月5日(木) 令和6年9月12日(木) 令和6年12月上旬	・静岡県東部危機管理局員による講話・演習(2・3年) ・静岡県東部危機管理局員による講話(1年) ・振り返りでレポートを作成する ・地域防災訓練への参加、終了後アンケート実施
教職員研修	令和6年4月 令和6年8月上旬 令和6年8月29日(木) 令和6年11月上旬 令和6年12月上旬	・危機管理マニュアル、防災計画書の読み合わせ ・避難訓練の実施、不審者対応訓練 ・エビペン講習 ・搬出物品の確認、仮設トイレ組み立て ・静岡県東部危機管理局員によるI-DEA ・AEDの使用法訓練、避難訓練実施 ・防災担当者会議への参加

地震発生時等の対応

「静岡県立御殿場南高等学校消防計画」第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づき、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応及び震度5強以上の地震が発生した場合の対応を次のとおり定める。

1 突発的に地震が発生した場合の対応

(1) 勤務時間内の対応

御殿場市、裾野市、小山町において震度5強以上の地震を観測した場合及び県内において震度6弱以上の地震を観測した場合

<組織及び任務> 発災後24時間程度の業務分担。その後、状況に応じて再編成する。

分 担	主 な 業 務	担 当 者 ◎は責任者
災害対策 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じた各分担者の再配置 ・命令系統の一本化の確保 ・報道機関等の対応 他 	◎校長 副校長 教頭 事務長 高杉 各担当責任者
情報収集 連 絡	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒、職員の被害状況を把握 ・市町対策本部、教育委員会等との連絡 ・情報伝達手段の確保・情報機器利用 ・地震対策用公衆電話の設置 他 	◎副校長 教頭 事務長 高杉、今井、高橋、岩瀬
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次避難の避難路の確保及び誘導 ・避難地、避難路の安全確保 ・生徒掌握、帰宅計画、保護者への引渡し ・残留生徒の安全確保 他 	◎今井 金親 筒井 高杉 青野 鈴木 北井
巡視施設 点検整備	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明生徒の搜索 ・施設の被害状況の把握と安全確認 ・危険箇所等への立ち入り禁止措置 ・開放区域、禁止区域の明示 ・飛散ガラス等危険物の除去 ・電気、ガス、化学薬品等の点検 ・二次災害の発生防止措置 他 	◎諏訪部 筒井 望月 菅原 河畑 細田
消 火	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動 ・消火器、AED等確認 ・出火防止措置 他 	◎大谷 大瀧 山梨 池田
救 護	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室薬品の被害状況確認 ・応急医療用器具、薬品の確保 ・生徒のけが人の救護・救援養成 ・生徒の心のケア 他 	◎小津 久野 海老原 加藤 長田 稲
搬 出 備品調達	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて非常持ち出し品の搬出 ・本部、各分担の運営に要する備品の確保 ・残留生徒・職員食料、寝具等の確保配布 ・災害対策機材（発電機、マンホールトイレ等）確保 他 	◎西家 中村 茅野 芹澤 奥山 河合
避難所 支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者を避難所に誘導 ・避難所運営の支援 他 	◎高杉 金親 青野 細田 河畑 北井 星合 鈴木

(2) 勤務時間外の対応

ア 校長、副校長、教頭、事務長及び災害応急対策要員

※災害応急対策要員（8名）(◎は責任者、○は副責任者)

◎大瀧、○中村、金親、山梨、望月、菅原、河畑、細田

災害応急対策要員は、御殿場市において震度5強以上の地震を観測した場合、直ちに出勤し、以下の業務を行う。なお、校長、副校長、教頭及び事務長のうち、いずれか1名が到着するまでの間は、責任者の指示に従う。

- ① 部活動中の生徒については、顧問の指導により、部員の避難、点呼及び残留の準備等をする。
- ② 避難所（第一体育館、第二体育館、武道場、弱者及び病人は鍾駿会館）の開放及び避難者の誘導。（第一棟、第二棟、別館は立入禁止）
- ③ 教育委員会地震災害時情報伝達実施要領に基づく情報伝達
 - a 御殿場市（電話：0550-82-4370、FAX：0550-83-9739）への被害状況等報告
県教育委員会への被害状況等報告
 - ・電子メール（災害時専用アドレス kyoui_koukou_saigai@pref.shizuoka.lg.jp）
 - ・ファクシミリ FAX (054-221-3571) または電話 (054-221-3125)
 - ・報告様式は事務室ファクシミリ横に配置する。

イ 災害応急対策要員以外の職員

御殿場市において震度6弱以上の地震を観測した場合は、直ちに出勤する。ただし、交通機関の途絶等により、参集途上の安全確保のために出勤できない場合は、最寄りの県立学校に参集し、その校長の指示に従う。

(3) 出張中・勤務時間外の対応（災害応急対策要員以外）

御殿場市が震度5強以上を観測した場合は、校長の指示に従って行動する。（自宅待機、所属校に参集など）震度6弱以上のときは、直ちに所属校に赴いて配備につく。

校長は、御殿場市が「震度5強」の場合は、職員に指示を出す。

「震度6弱」以上の場合は、職員は自主的に参集する。

2 南海トラフ地震に関連する臨時情報が発表された場合の対応

業務内容	校内災害対策本部の設置		
	勤務時間内	勤務時間外	出張中※
管理職 災害応急 対策要員	直ちに 配備につく	直ちに出勤し、 配備につく	直ちに帰校し、 配備につく
一般職員		校長の指示に 従う	校長の指示に 従う

(※) 交通事情等により参集が困難な場合は、学校に連絡して指示を受ける。

<災害時の生徒の避難計画>

在校中	登下校中	自宅
原則として学校に留まる	安全を確認し帰宅する	自宅待機

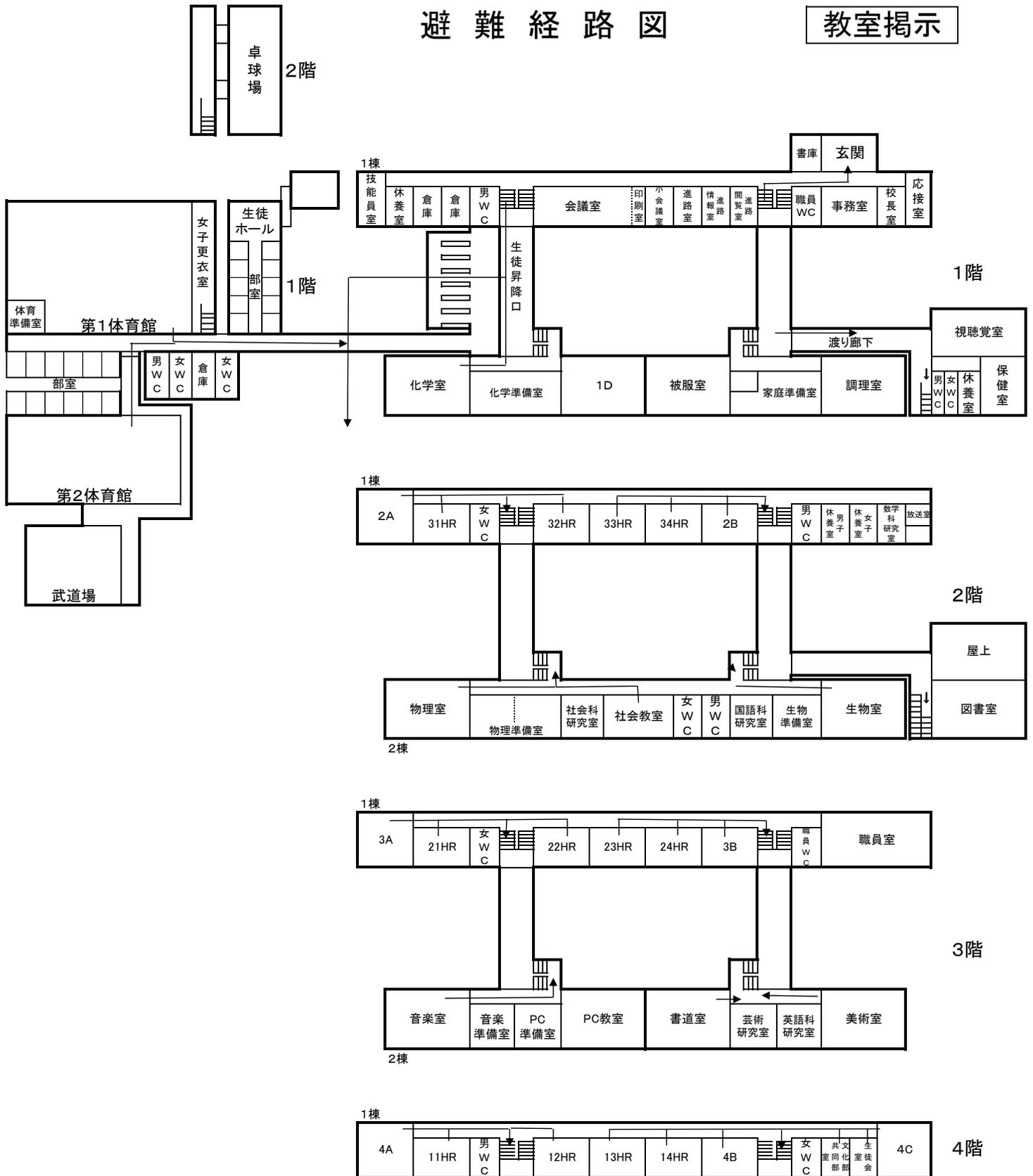
3 地震発生等緊急時の生徒引渡しについて

- (1) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
原則的に学校に留め置く。但し、迎えに来た保護者には生徒を引き渡す。留め置いた生徒は、原則として大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合に下校させる。
- (2) 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
原則的に学校に留め置く。留め置いた生徒は、原則として大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合に下校させる。
- (3) 震度5強以上の地震が発生した場合
原則的に学校に留め置く。安全が確認された時点以降、原則として保護者に引き渡す。
- (4) 地震等により公共交通機関が停止した場合
教育活動を継続。安全に下校することが困難な者、学校に待機することを希望する者は学校に待機させる。

※保護者との緊急連絡での通信手段は、電話・学校メール・クラッシー等で行う

避難経路図

教室掲示



避難所としての学校開放の手順

1 状況

大規模地震が起き、避難所生活を余儀なくされた場合

2 開放施設及び収容可能人数

施設名	耐震ランク	延床面積	避難有効面積	収容人数
第一体育館	1 a	1,380.46 m ²	923.32 m ²	307 人
武道場	1 a	644.95 m ²	488.25 m ²	162 人

※有効面積 3 m²あたり 1 人で計算

- ・第二体育館（1 b、収容人数 200 人）は、市の判定後、状況により開放する。
- ・鍾駮会館（1 b、収容人数 100 人）は、判定後、使用する場合は避難者の状況から優先順位（弱者、病人・けが人等）を決めて対応する。

3 本校の作業

- (1) 生徒の安全確保（生徒の掌握、避難、残留の準備）
- (2) 生徒居住地及び帰宅経路の安全確認と保護者への引き渡しの検討
- (3) 避難所の開放
- (4) 避難者情報の送信

4 学校職員の任務（震度 5 強以上）

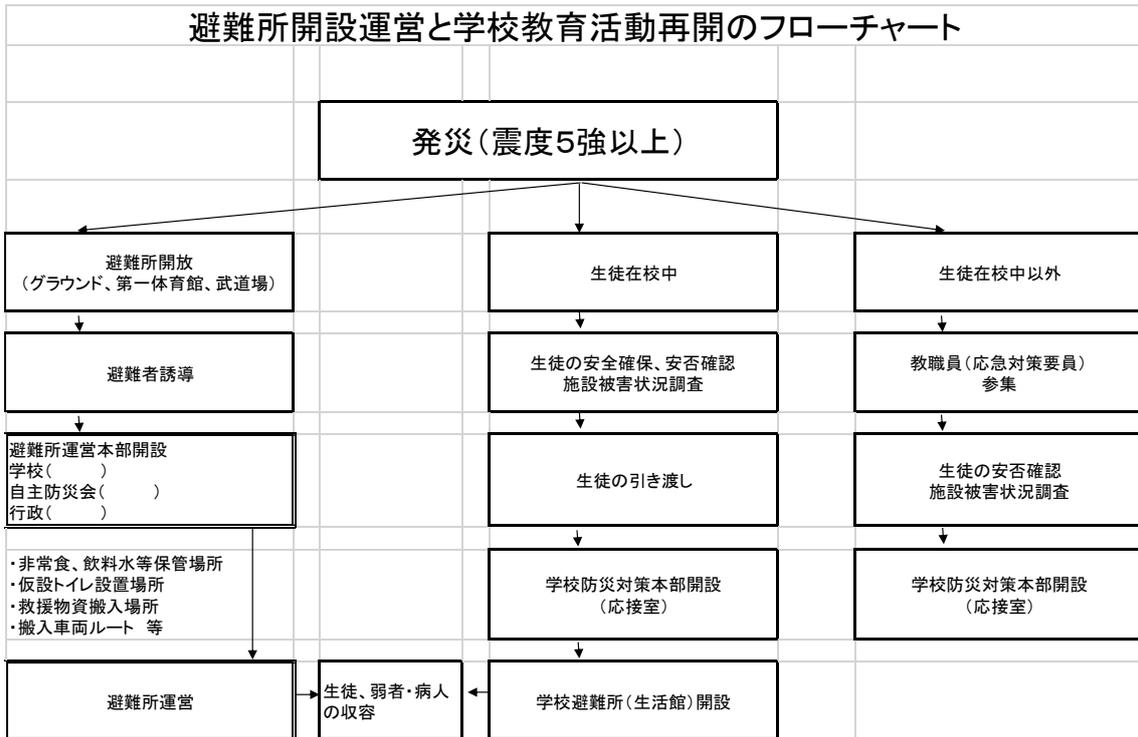
(1) 職員の動きについて

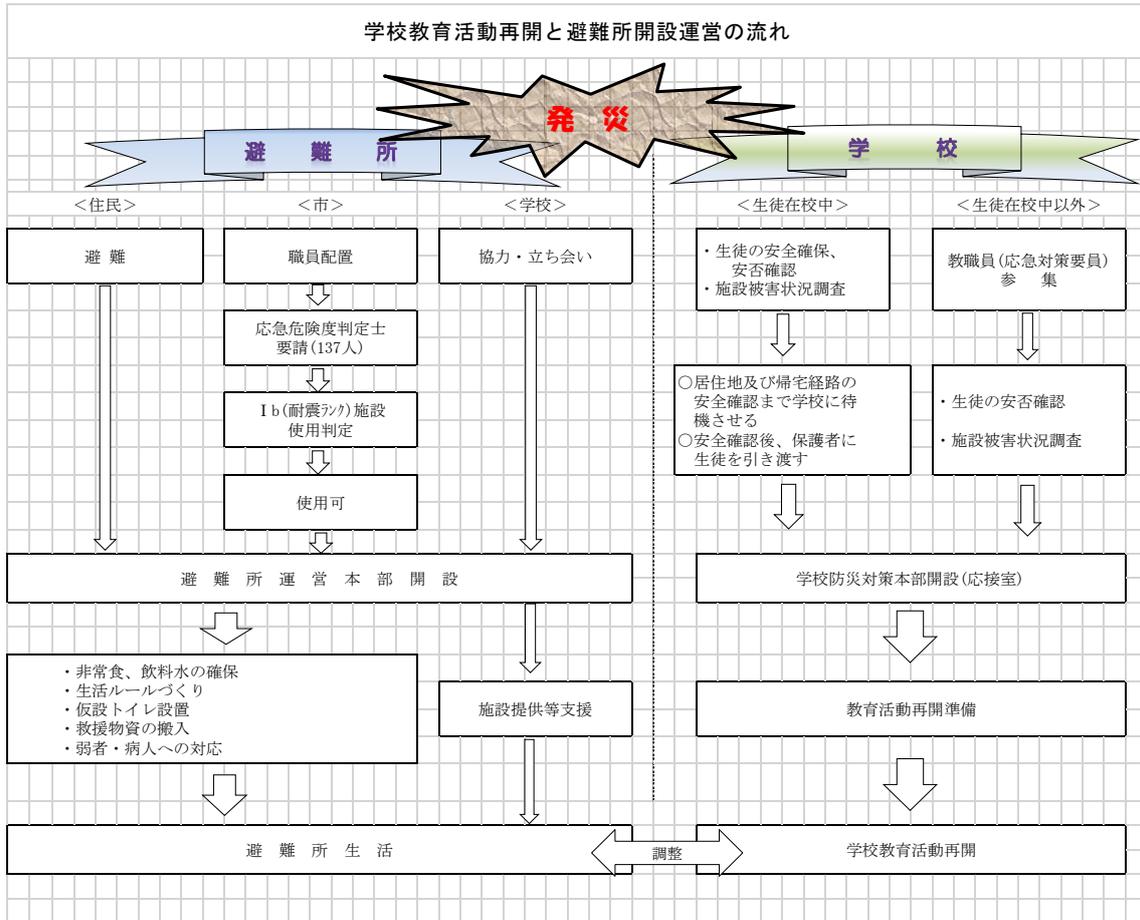
- ア 勤務中に地震が起こった場合は、全職員が配備につく。
- イ 出張中に地震が起こった時は、直ちに帰校する。
- ウ 勤務時間外に地震が起こった場合は、災害応急対策要員及び本校を参集先とする職員は直ちに配備につき、以下の業務を行う。

- (ア) 部活動中の生徒については、顧問の指導により、部員の避難、点呼及び残留の準備等をする。
- (イ) 避難所（第一体育館、第二体育館、武道場、弱者及び病人は鍾駮会館の開放及び避難者の誘導。（第一棟、第二棟、別館は立入禁止）
- (ウ) 教育委員会地震災害時情報伝達実施要領に基づく情報伝達
 - a 御殿場市（電話：0550-82-4370、FAX：0550-83-9739）への報告
 - b 県教育委員会への被害状況等報告
 - ・電子メール（災害時専用アドレス kyoui_koukou_saigai@pref.shizuoka.lg.jp）
 - ・ファクシミリ FAX (054-221-3571) または電話 (054-221-3125)
 - ・報告様式は事務室ファクシミリ横に配置する。

(2) 職員の任務

- ア 校長を本部長（本部＝応接室）とした、本校の対策組織を設置する。
- イ 各分担に従い、受け入れと支援の準備を行う。
- ウ 対策本部と連絡をとり、その後の動きについて確認する。





学校防災用具一覧表

区分	品名	保有数	保管場所	
非常食	ミネラルウォーター	3 学年分	多目的室	
	保存食(アルファ米)	3 学年分	多目的室	
	サバイバルフーズ	90 食分	多目的室	
	保存食(県立学校災害用 備蓄用品整備事業)	水 564 本 米等 846 食	多目的室	
情報収集伝達	携帯ラジオ	2	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	トランシーバー (大)	4	鍾駿会館 (2F 倉庫)	単三 8 本 用
	トランシーバー (小)	8	事務室	
	ハンドマイク	1	職員室	
	メガホン	5	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	ホイッスル	50	鍾駿会館 (2F 倉庫)	

救護用具	ヘルメット		各職員 1	
	ヘルメット	27	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	担架	7	職員室 保健室 会議室前 管理棟各階中央 第1 体育館	
	包帯	60	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	副木 (ソフトシーネ)	大5 中5 小5	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	副木 (エアバンテージ)	3	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	三角巾	600	鍾駿会館 (2F 倉庫)	300 枚×2 箱
	ガーゼ	900	鍾駿会館 (2F 倉庫)	5 枚×180 包
	救急箱	1	事務室	
衛生用具	簡易トイレ	大2・小1	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	尿専用処理袋	50 枚	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
災害用工具	梃子バール	7	1 棟西階段 1F 倉庫	
	爪付油圧ジャッキ	4	1 棟西階段 1F 倉庫	
	ハンマー	4	1 棟西階段 1F 倉庫	
	ボルトカッター	5	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	ツルハン	3	1 棟西階段 1F 倉庫	
	脚立	5	倉庫	
	梯子	1	技能員室前廊下	
災害用消耗品	ロープ (10mm×30m)	10	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	立ち入り禁止テープ (100 m)	3	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	防水シート	3	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	リュックサック (青)	45	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	軍手	144 双	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	皮手袋	33	鍾駿会館 (2F 倉庫)	

	ろうソク	96	鍾駿会館 (2F 倉庫)	台付 24 時間
	マッチ	20	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	徳用マッチ	20	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
電気	発電機	2	倉庫	
	投光機	4	1 棟西階段 1F 倉庫	
	懐中電灯 (大)	5	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	懐中電灯 (小)	5	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	延長コード (ドラム)	4	技能員室	
	延長コード (ドラム)	1	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	延長コード (10m)	4	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	乾電池			
宿泊用具	毛布 (アルミパック入)	30	鍾駿会館 (2F 倉庫)	10 パック × 3
	寝袋	100	鍾駿会館 (2F 倉庫)	
	エマージェンシーシート	3 学年分	多目的室	
帳簿・連絡簿				

マンホールトイレ設置手順について

- 1 事務室鉄庫の鍵ホルダーから、マンホールトイレ関係の鍵（青 47 番）を取り出す。
- 2 プール横にあるトイレブース収納庫を開ける。
- 3 マンホールトイレ取扱説明書及び関係機材等を取り出す。
- 4 マンホールトイレ取扱説明書により設置する。
- 5 使用後に収納するときは、業者の指示による。

暴風警報・噴火等特別警報発令時の対応

1 判断基準 → 気象庁が発表する気象警報による。

警報の種類	暴風警報
地域・地区	御殿場市 または 自分の住んでいる地域
確認方法	テレビ、ラジオ、インターネット、電話（１７７）

2 登校前だったら → 登校か、自宅待機か、休校かの判断は、各自が、

判断の時刻	暴風警報の状況	対 応
	御殿場市 or 居住地	
午前6時に	発令中だったら、	自宅待機
午前11時までに	解除されれば、	交通機関や通学路などの安全を確認し、登校する。
午前11時以降	発令中なら、	休校
	御殿場市が解除されても居住地では発令中なら、	発令地域の生徒は登校しない。 ※欠席扱いにはならない
注意1 近隣諸学校と連絡を取り、共通認識のもとに対応しますが、本校の実情に合わせて対応を判断する場合がありますので、あらかじめ御了解ください。		
注意2 気象状況によって前日までに「休校」の判断をする場合は、ホームルームでの伝達や文書、メール配信、ホームページへの掲載等によりお知らせします。		

3 登校後、天候状況の変化及び暴風警報が発令される場合の対応

天候の状況	対 応
通常の下校時までに荒天が治まると予想される場合は、	平常授業 家庭への連絡はしません。
暴風警報は解除されないが、天候は悪化しないと予想される場合は、	授業を打ち切り、帰宅または待機 状況により、家庭連絡をします。
暴風警報が解除されず、さらに天候が悪化すると予想される場合は、	授業を打ち切り、帰宅または待機 状況により、保護者への引き渡し、地区担当職員による引率、家庭連絡など。
※雨天時・荒天時の自家用車による生徒送迎について	
①学校前道路・校地内での安全を最優先してください。	
②早朝(午前7時15分前)は、校舎に入ることができません。	

4 「特別警報」について

特別警報の種類	大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪		
特別警報と同等に扱うもの	大津波警報	噴火警報	緊急地震速報 (震度6弱以上)
「非常事態」です。ただちに自分の命を守る行動をとること。 以後の行動は、この「暴風警報が出たときは、」に準ずる。			

緊急連絡先一覧

■学校周辺の医療機関

内科	松尾クリニック	(御殿場)	81-5050
脳神経外科	前田脳神経外科	(御殿場)	84-0106
整形外科	フジ虎ノ門整形外科	(御殿場)	89-7872
眼科	石川眼科医院	(御殿場)	83-5656
歯科	おおば歯科医院	(御殿場)	80-1182
総合病院	富士病院	(御殿場)	83-3333
	東部病院	(御殿場)	89-8000

夜間・休日診療 御殿場市救急医療センター 83-1111
休日診療 消防署(119番)に連絡し、当番医を確認する。

■学校周辺の公共機関

警察	御殿場警察署	(御殿場)	84-0110
東田中公番	(御殿場)		83-7657
市役所	災害対策本部	(御殿場)	82-4370
新橋区	災害対策本部	(御殿場)	83-0604

■県教育委員会

健康体育課危機管理・安全班		054-221-2740
高校教育課 指導班		054-221-3114
	人事班	054-221-3117
	FAX	054-251-8685
教育施設課 施設第2班		054-221-3125
	FAX	054-221-3362

公立学校等被害状況

学校名				
報告日時	月	日	時	分 現在

1 児童生徒・教職員の状況

		児童生徒	教職員
在籍児童生徒及び教職員数		A	人
在校している児童生徒及び教職員数		B	人
B の 状 況	無事確認		人
	負傷		人
	死亡		人
	未確認・その他		0人
在校していない児童生徒及び教職員数		C	0人
C の 状 況	無事確認		人
	負傷		人
	死亡		人
	未確認・その他		0人

2 避難者等の状況

避難者数 (報告時時点)		人		世帯
市町等による避難所開設状況				

3 その他特記事項等 (教育活動再開に支障をきたす施設被害・物資の不足等)

--